

姫路市立小学校16校（東部区域）照明器具調査業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は姫路市立小学校16校（東部区域）における照明器具の調査業務の実施内容と安全対策措置等に関し必要な事項を定めたものである。

2 対象施設

別紙1「対象施設一覧表」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

4 調査日時

契約期間内の平日15時から17時頃までを原則とする。夏休み期間については平日8時から17時頃までとする。

5 調査範囲と項目

調査範囲は小学校敷地内の全て（放課後児童クラブおよびスポーツクラブ建物は除く）の照明器具を対象とする。外灯、防犯灯、建物内外照明器具も全て含む。（洗面化粧台照明、防犯設備照明は除く）

調査項目は別紙2「サンプル図面」の記載事項について調査を行い、別紙3「建築図面」へ作成の上、提出すること。

別紙2「サンプル図面」と別紙3「建築図面」はデータ（JWW）でお渡しします。

小学校敷地内でも小学校が使用している建物が該当し、小学校管理外の建物については含まない。

6 調査の方法

(1) 別紙2「サンプル図面」を参考とし配置図、平面図は照明器具の配置と形式等を記載し、改修リストは改修前後の型式を記載すること。

改修リスト内の改修後の型式は公共型式を使用し、公共型式に該当する照明器具がない場合はメーカー型式を採用する。

原則として照明器具全体を交換する図面とし、球だけの取替は行わない。また改修後の照明器具は改修前の照明器具を参考にし、同等以上の照度が保たれるものを選択すること。

(2) メーカー型式を採用した場合は、メーカーのカタログのコピーを提出すること。

改修リスト内、改修前の「外形寸法」については、既存の照明器具に型式シール等が貼ってある場合は型式から調査を行い記載し、型式シール等が貼っていない場合は、照明器具の

外形寸法を実測してリスト内の外形寸法欄に記載すること。

改修リスト内、改修前の「およそ開口寸法」については、既存の照明器具に型式シール等が貼ってある場合は型式から調査を行い記載し、型式シール等が貼っていない場合は、照明器具の外形寸法と内径寸法を実測して記載すること。

「外形寸法」と「およそ開口寸法」の実測は埋込器具のみ実施すること。

- (3) 埋込照明器具の実測測定については、原則埋込器具全数とするが下記の事項に該当する場合は省略することができる。ただし、下記の場合においても各階1台は実測を行うこと。
- ① 竣工図面などの図面から同時期に改修工事が行われた部分については、代表する1台のみ実測測定を行い、他の同じ種類の照明器具については同じ寸法を記入する。
 - ② 現地確認を行い、明らかに同じ埋込器具が使用されている場合は、代表する1台のみ実測測定を行い、他の同じ種類の照明器具については同じ寸法を記入する。
 - ③ 教室内において、黒板灯を除く全ての照明器具が埋込器具の場合は、代表する1台のみ実測測定を行い、他の同じ種類の照明器具については同じ寸法を記入する。
- (4) 廊下に蛍光灯20W以下の露出照明器具が設置されていた場合は、LSS9-4-3031001m以上に変更すること。
- (5) 階段の踊り場、屋内運動場のステージ、プールの機械室等の高所に照明器具が設置されており、取替に足場又はローリングタワーが必要な場合は備考欄に記載すること。

7 照度分布図

下記の部屋については改修前後の照度分布図を作成し提出すること。

- ① パソコンルーム（各小学校1教室）
- ② 姫路市が指示する部屋（照明器具の台数が多く、明るすぎる恐れがある部屋等）

8 安全対策

埋込器具の実測測定を行う場合は二人作業が望ましいが、一人で行う場合はカラーコーン等の設置を行い、生徒との接触に注意すること。

調査員は腕章等を取り付け、生徒、教員から調査員とわかるようにすること。

9 点検スケジュール

受託者は契約後すみやかに全体工程表を作成し姫路市に提出すること。各小学校に調査に入る前は事前に小学校及び姫路市に工程表を提出し説明を行うこと。

10 業務実施

- (1) 受託者は、業務委託の契約後速やかに次に掲げる図書を提出する。

- ① 委託業務着手届
- ② 全体工程表

- (2) 日程調整については、各小学校の運営に支障を及ぼさない調査スケジュールとすること。

- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じ市の担当職員へ報告を行い、十分な打合せをすること。
なお、現地の状況が危険な場合、生徒との接触等は速やかに報告しなければならない。
- (4) 受託者は、次項で規定する成果物（電子データをCD-R等の電子媒体に記録したものを含む。）を小学校ごとにまとめたうえで市へ提出するものとする。
- (5) 契約期間を通じ、対象施設及び一部分が工事中等で調査が不可能な場合は協議とする。
- (6) 受託者負担の範囲は、調査に必要な工具等は全て受託者の負担とする。高所作業車等の特別な車両は含まない。
- (7) 業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害については、受託者の責任において解決する。なお、受託者は、当該事故等の内容、発生原因及び経過を速やかに市の担当職員に報告しなければならない。

1 1 成果物

以下の成果物を作成し、図書で1部と電子データをCD-R等の電子媒体に記録し提出する。

- ① 調査図面（JWWデータおよびPDF）
- ② メーカーカタログの写し（公共型式を除く）
- ③ 照度分布図
- ④ 点検写真等

それぞれの小学校で点検を実施している状況が分かるもの。（各小学校10枚程度）

1 2 成果物の帰属

本業務における成果物に係る一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとする。

1 3 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、取り扱いを決定するものとする。